

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(環境保全課)

告 示

富山県告示第452号

指定構造計算適合性判定機関の名称の変更について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の名称を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 6 年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

変更後の名称	変更前の名称	変更しようとする年月日
ハウスプラス住宅保証株式会社	ハウスプラス確認検査株式会社	令和6年12月1日

(建築住宅課)

富山県告示第453号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

小矢部市土地改良区から申請のあった石坂地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年11月21日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 縦覧に供すべき書類
 - 土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和6年11月29日から

令和6年12月27日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

富山県告示第454号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

小矢部市土地改良区から申請のあった日光島地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和6年11月21日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和6年11月29日から

令和6年12月27日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

富山県公安委員会告示第105号

富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務について

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の

- (5) 工期 契約を締結した日の翌日から令和7年3月25日まで
- (6) 予定価格 38,970,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所を有する者であること。
- (3) 富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、電気工事の等級がAとして登載されていること。
- (4) 同種工事（建築物の電気設備工事に限る。）において、以下の施工実績があること。

ただし、元請として完成し、かつ、契約金額が500万円以上であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ア 工事場所

富山県内

イ 発注者

富山県農林水産部又は土木部（以下「富山県」という。）

（なお、富山県発注工事の施工実績を有しない場合についてのみ、国土交通省又は農林水産省若しくは林野庁（以下、これらを総称して「国」という。）発注工事を施工実績の対象にできる。）

ウ 期 間

平成27年4月1日から入札参加資格の確認の申請の期限の日までの間

(なお、発注者が国の場合は、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間)

エ その他

富山県請負工事成績評定要領に基づく工事成績評定点が65点以上として通知を受けていること。

(なお、発注者が国の場合は、工事成績評定点が65点以上として通知を受けていること。)

- (5) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から入札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

ウ 同種工事の施工実績（様式第3号）

エ 同種工事の施工実績を証明する書類（様式第3号注釈参照）

オ 同種工事の工事成績通知書の写し

- (2) 申請書及び添付書類の様式は、富山県ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>

(3) 提出期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月9日（月）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(4) 提出場所

〒939-8241 富山市惣在寺1090番1
富山県広域消防防災センター
（電話 076-429-9912）
（電子メールアドレス ashobo@pref.toyama.lg.jp）

(5) 提出方法

書類の提出は、持参、電子メール又は郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。）により行うものとし、提出期間の締切日までに必着すること。

4 公告に関する質問等

- (1) 公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参、郵送又は電子メール（受付期間の締切日までに必着）することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月11日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所

富山県広域消防防災センター

- (2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県ホームページの「入札情報」に掲載し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和6年12月11日（水）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

- (1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和6年12月12日（木）から令和6年12月16日（月）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所

富山県広域消防防災センター

- (3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和6年12月18日（水）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

- (1) 設計図書等は、公告と同時に富山県ホームページの「入札情報」に掲載することにより配付するものとする。
- (2) 設計図書等に関する質問は、質問内容を記載した文書を持参、郵送又は電子メール（受付期間の締切日までに必着）することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和6年11月29日（金）から令和6年12月11日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所

富山県広域消防防災センター

- (3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。
- (4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県ホームページの「入札情報」に掲載し、公表する。

8 入札の日時及び場所

- (1) 入札の日時

令和6年12月18日（水）午前10時

- (2) 入札の場所

〒939-8241 富山市惣在寺1090番1

富山県広域消防防災センター 第1会議室

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、富山県ホームページの「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価

格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) その他不明な点については、富山県広域消防防災センターに問い合わせること。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年11月29日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
射水市本開発字石田923番1外68筆、945番の一部、925番1地先、934番地先、936番地先、960番地先、961番地先、1020番地先、1025番地先、1028番地先、1029番2地先及び1034番地先	同 左	道 路 下 水 道 路 水 道 公 園	射水市三ヶ3973番地	永森建設工業株式会社
射水市島100番			射水市島1663番地1	萩原 優太 萩原 直子

